

理事長 岩本 信之

規約の一部変更について

平成 28 年 2 月 17 日開催の第 196 回予算組合会において規約の変更が承認された上で、
2 月 25 日及び 3 月 9 日に関東信越厚生局より認可を受けました。

記

1. 保険料率引下げ並びに組規約 58 条の変更
平成 28 年 3 月分より保険料率を 1000 分の 75 とする。
2. 特例退職被保険者の標準報酬月額を規定する規約 43 条の変更
平成 28 年 4 月分より標準報酬月額を「300,000 円」に改める。
3. 制度変更に対応するため傷病手当金及び出産手当金に関する規約第 49 条及び第 52 条を変更
平成 28 年 4 月 1 日より変更する。

以上